

西宮市地域公共交通活性化協議会会議運営規程（案）

平成 年 月 日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、西宮市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第8条第6項の規定に基づき、西宮市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の議事及び会議運営に関し必要な事項を定める。

（招集）

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（出欠の届出）

第3条 委員は、事前に出欠の有無を会長に届け出るものとする。

（代理出席）

第4条 規約第4条第2項第3号から第7号に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、その所属する団体の代理の者が出席することができる。

（会議録の調製）

第5条 議長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録には、議長及び議長が指名した1人の委員が署名する。

（傍聴）

第6条 傍聴を希望する者は、規約第8条第4項のただし書きの規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

（傍聴者の定員）

第7条 傍聴者の定員は、会場の規模を勘案して、円滑な審議ができる範囲とする。
2 傍聴の申し出者が、前項に規定する範囲を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

（傍聴の申し出）

第8条 傍聴を希望する者は、会議の当日、傍聴申出書に住所及び氏名を記入のうえ申し出なければならない。

（傍聴に関する遵守事項）

第9条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の秩序を乱し、または妨げとなる行為をしないこと。
- (2) 許可なく撮影、録音をしないこと。
- (3) 携帯電話等の使用をしないこと。
- (4) 議事内容により、会議が非公開とされた場合は、傍聴者は退出すること。
- (5) 傍聴者は、上記事項を遵守しないことを理由に退出を求められたときは、これに従うこと。

(係員の指示)

第10条 傍聴者は係員の指示に従わねばならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。